

## 中南米ニュースレター

- I. 西村あさひ法律事務所中南米プラクティスのご案内
- II. ブラジルにおける FGTS の時効に関する新たな判例  
- 従来 30 年とされていた時効を 5 年とし、企業により有利に
- III. 2014 年チリ税制改正
- IV. コロンビアのフリートレードゾーン(指定保税地域)について
- V. メキシコ連邦労働法におけるアウトソーシング(人材派遣制度)規制
- VI. ペルーへの投資に関する法規制の概要

2015 年  
1 月号

## I. 西村あさひ法律事務所中南米プラクティスのご案内

中南米は、古くから資源・エネルギーや食料等の調達先として、また巨大な市場として、さらには北米ビジネスの拠点の一部として、多くの日本企業の注目を集めてきました。中南米諸国では、近年経済成長や市場開放政策が進み、また、政情や治安も改善してきていることから、これらを背景に今後日本企業の中南米進出は増え、また、既に進出済みの企業における中南米事業の拡大がますます進むことが予想されます。

当事務所では、中南米プラクティス・チームを中心に、日本企業の中南米における事業展開を支援させて頂いております。当事務所は、中南米における豊富な案件経験を有するのみならず、中南米各国の多くの有力法律事務所との間で人材交流も含めた強固な関係を構築しております。また、Lex Mundi 等の国際的な法律事務所ネットワークに所属するとともに同ネットワークで活発に活動し、ネットワーク所属の中南米各国の法律事務所とも緊密な関係を有しております。このように、当事務所においては、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティス・チームのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えております。

これまで、当事務所においては、雑誌への寄稿等の形で、日本企業の皆様に対する中南米法務に関する情報提供を行ってまいりましたが、このたび、情報提供の一環として、本ニュースレターを発行することといたしました。今後も日本企業の皆様には有益な情報の提供を積極的に行ってまいりたいと存じます。

西村あさひ法律事務所  
執行パートナー  
保坂 雅樹

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

## II. ブラジルにおける FGTS の時効に関する新たな判例

### — 従来 30 年とされていた時効を 5 年とし、企業により有利に

執筆者：森本大介、清水誠、Mariana Yumi Hatanaka

#### 1. はじめに

2014 年 11 月 13 日、ブラジル連邦最高裁判所は、失業保険基金(ブラジルにおいて「FGTS」と呼ばれるもの。)に適用される時効期間を短縮する画期的な判断を下しました。

#### 2. FGTS とは

FGTS とは、解雇事由なく解雇された労働者を保護することを目的として 1967 年にブラジル連邦政府が設立した公的基金です。ブラジルにおいては、(a)労働者に対し法定の退職金を支払うこと、及び(b)当該労働者が解雇から保護されるべき特別の事情が存在しないことを条件に、いつでも労働者を解雇できるものとされています。このような自由な解雇権が認められている一方で労働者の権利を守るために設立されたのが FGTS です。雇用者は、個別の労働者ごとにブラジル連邦貯蓄銀行(「CEF」)に特別口座を開設し、毎月、労働者に支払われるべき報酬の 8%相当額を、かかる特別口座に積み立てなければなりません。

これに加えて、勤続 10 年以上の労働者が解雇事由なく解雇された場合、雇用者は、当該労働者の特別口座に、最終月の報酬に勤続年数の 2 倍を乗じた金額を積み立てなければなりません。なお、特別口座に積み立てられた金額は、①解雇事由のない解雇が行われたこと、②定年退職、③労働者の死亡、④労働者自身の住居の購入代金の支払のため、⑤有期雇用契約の期間満了、⑥労働者本人若しくはその扶養家族についての癌、終末期疾患若しくは HIV の診断が行われたこと、⑦労働者が 70 歳以上に達したこと、又は⑧労働者が 3 年以上 FGTS システムに加盟していないこと、のいずれかの要件を充たす場合に引き出すことができます。

#### 3. 今回の最高裁判所判決

ブラジルにおいては、労働関連訴訟の数が極めて多数に上ることから、労働関連紛争は、特別裁判所において審理するものとされています。

一般的に、労働関連の事項については、労働契約の終了後 2 年以内に限り裁判を提起することができ、かつ、裁判の提起から遡って 5 年以内の債権についてのみ請求できるものとされています。しかしながら、2014 年 11 月まで、ブラジル高等労働裁判所は、法律第 8.036/90 号に基づき、FGTS の時効は 30 年であるという立場を採っていました。これは、FGTS の法的性質は社会保障であり、したがって、その時効は労働関連の請求権に関する時効ではなく税務上の請求権に関する時効に従うという解釈に基づくものです。

これに対し、2014 年 11 月 13 日、ブラジル連邦最高裁判所は、1988 年連邦憲法は FGTS は労働に関する権利であると明確に規定しており、これに従って FGTS は労働関連請求に関する連邦憲法所定の時効に服するのであり、時効を 30 年とする労働高等裁判所の判断は FGTS の法的性質の評価を誤ったものであり違憲であるとの判決を下しました。ブラジル連邦最高裁判所の今回の判断により、時効を 30 年とする従前のルールは今後の新たな事案には適用されないこととなります。

なお、時効を 30 年とする解釈が 20 年以上採られていたことに鑑み、連邦最高裁判所が、解釈変更について一定の移行ルールを定めたことも重要です。すなわち、今回の連邦最高裁判所の判決日である 2014 年 11 月 13 日以降の FGTS の積立の不履行については 5 年の時効が適用されます。他方、それ以前の FGTS の積立の不履行については、(i)FGTS の積立の不履行の日から 30 年又は(ii)連邦最高裁判所の判決日から 5 年のいずれか早い日が時効の完成日となります。

## 4. おわりに

本件は、憲法上の整合性を確保し、ブラジルの法律システムをより確固たるものにするものであると同時に、企業側の利益をより保障するものです。FGTS に関する請求は、特に労働者性に関する紛争(独立請負人であるか否かの峻別に関する紛争)において頻繁に争われているものであり、今回の判断は、ブラジルの労務専門家の注目を集めるべきものと思われま



もりもと だいすけ  
森本 大介

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

[d\\_morimoto@jurists.co.jp](mailto:d_morimoto@jurists.co.jp)

2001年弁護士登録。2007-2008年 Kirkland and Ellis LLP(シカゴ及びロサンゼルス)勤務。国内外の M&A やコーポレートガバナンス対応などのコーポレート案件、FCPA を初めとする各国贈賄防止法規対応や社内調査を含む危機管理案件、国内及びクロスボーダーの訴訟・紛争案件など、企業法務全般を担当。中南米を含む海外での事業展開を行う日本企業に対する進出・撤退時のアドバイスや現地で発生したコンプライアンス問題対応へのアドバイスなどに、豊富な経験を有する。



しみず まこと  
清水 誠

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士

[m2\\_shimizu@jurists.co.jp](mailto:m2_shimizu@jurists.co.jp)

2004年弁護士登録。2012年～2013年 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton and Garrison 法律事務所(ニューヨーク及び東京)、2013年～2014年 Pinheiro Neto 法律事務所(サンパウロ)出向のほか、中南米諸国における実務経験を有する。現在、ブラジルを中心とした中南米各国における日本企業の事業展開について幅広く助言している。



マリアナ ユミ ハタナカ  
Mariana Yumi Hatanaka

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

[m\\_hatanaka@jurists.co.jp](mailto:m_hatanaka@jurists.co.jp)

2009年からピネイロ・ネット法律事務所のアソシエイト。現在、西村あさひ法律事務所に出向中。専門分野は労働及び雇用関係法務。従業員給付制度の設立及び設計その他特に上級管理職に関する人事制度に関する助言について強みを有する。また、M&A 取引における労働分野のデューデリジェンスについても豊富な経験を有している。さらに、労働関係争議(組合と間の争議を含む)や労働協約の企業側での交渉等も行う。

## III. 2014年チリ税制改正 執筆者: 平松剛実、清水誠

### 1. はじめに

2014年9月に成立した法律第20,780号による税制改正は、広範な内容を含む極めて重要なものであり、チリで事業を展開する日本企業からも大きな注目を集めています。同税制改正は、2017年1月1日の完全施行に向けて順次施行されることが予定されています。本稿では、かかる税制改正のうち、特に重要と思われる項目についてごく概要のみを解説します。

### 2. 法人税率の引上げ及び2つの所得税課税制度

現行の税制において、チリ法人が稼得した利益に対しては、当該法人段階及び株主段階の二段階で課税されます。すなわち、まず、チリ法人は、その所得に対し20%の第一種所得税(First Category Income Tax (FCIT))を負担します。また、その所得が株主に対し分配された時点で補完税が課されます。分配の際の補完税の税率は株主が居住者であるか非居住者(外国法人を含みます。以下同じです。)であるかで異なり、非居住者株主の場合35%の源泉税が課されます。もっとも、法人が負担した所得税は株主レベルで全額税額控除の対象となるため、結論的には、チリ法人が稼得した利益について非居住者株主が負担するネットの所得税は、(当該利益の額に関わりなく)実際に分配を受けた金額の35%ということになります。

今回の税制改正により、チリ法人が負担するFCITの税率は、従来の20%から、各法人が選択する制度に応じ25%又は27%に引き上げられます(かかる引上げは後述のとおり段階的に行われます。)。その制度とは、今回の税制改正で新たに設けられた

以下の2つの制度です。

1つ目は帰属制度(Attributed Income System (AIS))と呼ばれるものです。同制度においては、法人の各課税年度における所得に対して25%の税率でFCITが課され、これが直ちに株主に帰属します。さらに株主に対しては、居住者の場合には累進税率による補完税が、非居住者の場合には35%の追加源泉所得税(Additional Withholding Income Tax (AWIT))が課されます。但し、法人段階でのFCITの課税額は株主段階において100%税額控除の対象となります。かかる制度の下では、法人の所得が株主に対して現実に分配されるか否かを問わず、株主に対し帰属主義的に課税されることとなります。

もう1つが半統合制度(Semi-integrated System (SIS))と呼ばれるものです。同制度の下では、株主は法人の所得について現実に分配を受けた時点で課税されるため、株主段階の課税を分配時点まで繰り延べることができます。但し、SISによる場合、法人段階におけるFCITの税率は27%と、AISによる場合よりも高率になります。また、法人段階の課税額は、原則として65%しか株主段階において税額控除の対象とできません。

また、今回の税制改正で、法人所得税の課税標準は、(1)新たなCFC課税制度(いわゆるタックスヘイブン対策税制)、(2)過少資本税制の改正、(3)控除の撤廃ないし制限、(4)欠損金の利用の制限、(5)キャピタルゲインに対する優遇税制及び非課税投資ファンドの廃止等により拡大されることとなります。

さらに、資産の時価を超えるのれんは、税務上償却ができなくなります。

#### FCITの税率引上げのスケジュール

年	帰属制度	半統合制度
2014	21%	21%
2015	22.5%	22.5%
2016	24%	24%
42017	25%	25.5%
2018	25%	27%

### 3. 過少資本税制

改正後の過少資本税制の下では、利子、「超過負債」に関するコミッションやサービスフィー等、ローンについて一般的に行われる支払及びその他の業務ないし協定に基づいて支払われる金額(その金額は各課税年度末時点で判断されます。)は、35%の税率で課税の対象となります。

納税者の負債額のうち、資本額の3倍を超える額が以下のルールにより「超過負債」となります。

- (1) 3:1の負債資本比率について、現行制度上は関係会社間の負債のみが考慮の対象とされているのに対し、新制度においては関係者間及び第三者(独立の金融機関も含まれます。)に対する負債の総額により判断されます。
- (2) 3:1の負債資本比率は、現行制度上は各負債の支払時点で判断されるのに対し、新制度においては年次で判断されます。
- (3) 利子に加え、「超過負債」に関連するすべてのフィーその他の支払に対し35%の課税がなされます。

### 4. 負債に関するソースルール

チリ法人がチリ国内において発行する社債その他の負債証券は、チリに存在するものとみなされるようになります。そのため、これらの負債証券の譲渡により生じるキャピタルゲインは、売主が非居住者であってもチリにおける課税の対象となります。また、オフショアの恒久的施設(PE)を通じて発行される負債証券の利子もチリ源泉とされます。

### 5. キャピタルゲイン:分離課税の廃止

現行の制度上、チリ法人の株式の譲渡により非居住者において実現したキャピタルゲインは、20%の分離課税の対象となつて



います。今回の税制改正によって、かかる分離課税が廃止され、非居住者については、35%の源泉税が課されることとなります。

## 6. CFC 課税制度

被支配外国法人(Controlled Foreign Company (CFC))が受け取る配当、利子等の受動的所得(Passive income)は、当該外国法人を支配するチリの居住者の所得と見なされることとなります。

チリの納税者は、以下の場合に外国法人を支配しているものと見なされます:(1)当該外国法人の資本、利益又は議決権の50%以上を保有している場合、(2)当該外国法人の取締役の過半数を選任する権利を有している場合、又は(3)当該外国法人の定款を一方的に変更可能な場合。さらに、いわゆるタックスヘイブンに所在する法人も原則として被支配外国法人と見なされません。

## 7. タックスヘイブンの定義

現行法上は、タックスヘイブンとされる法域を限定列挙していますが、今回の税制改正によって、タックスヘイブンとは、以下の少なくとも2つを満たす法域であると定義されることとなりました:(1)国外源泉所得に対する税率が17.5%未満であること(当該法域が累進課税を採用している場合、「平均税率」が適用されます。)、(2)チリとの間で租税情報交換協定を締結していないこと、(3)一定の移転価格税制を採用していないこと、(4)OECDにより優遇税制であると認定されていること、及び(5)国内源泉所得にのみ課税していること。なお、上記の一般的な基準を満たすか否かに係わらず、OECD加盟国はタックスヘイブンとは見なされません。

## 8. 自発的申告

今回の税制改正により、納税者の資産及び所得のうち、チリにおいて課税対象であるものの適切に申告されなかった等の理由により課税が完了していない海外の資産(居住者が、海外の会社等を通じて保有するチリ国内に所在する資産を含みます。)及び所得を自発的に申告する制度が設けられます。納税者は、かかる申告を行うに当たっては、申告対象である資産及び所得について、金融機関の守秘義務(bank secrecy)を放棄しなければならず、課税当局は、金融機関に対し、申告対象となった資産及び所得に関する情報の提供を要求できるものとされています。納税者は申告した資産及び所得をチリ国内に持ち込むことができます(但し、持ち込むことが要求されるわけではありません。)。申告された資産及び所得に対しては、当該資産及び所得に対して本来課されるべきあらゆる租税に代えて、一律8%の税率で課税がなされます。

なお、この制度については、マネーロンダリング及びテロリストへの金融を防止するための一定の規定も設けられています。

## 9. 行為計算否認

今回の税制改正により、チリの課税当局は、主たる又は唯一の目的が租税回避である合意及び行為等を否認する権限を得ることになります。但し、課税当局は、納税者の行為等が租税回避を構成するか否かについて裁判所の判断を求めなければならないとされています。

## 10. 印紙税その他の間接税

今回の税制改正で、印紙税の税率が2倍となり、最大で0.4%が0.8%となります。但し、一定の商業物件の担保に現在適用されている軽減税率は引き続き維持されます。その他、間接税について一定の増税が行われます。

※本稿は、Carey 法律事務所の Jaime Carey 弁護士の協力を得て執筆したものです。

ひらまつ たけみ  
平松 剛実西村あさひ法律事務所 カウンセル 弁護士  
[t\\_hiramatsu@jurists.co.jp](mailto:t_hiramatsu@jurists.co.jp)

1989年弁護士登録。1997年より18年間にわたり、外国法律事務所とのネットワークの担当者を務めてきたことで、多数の外国弁護士との間での強固な個人的信頼関係を構築しており、それに基づく豊富な人脈を駆使して、国際案件の処理を行っている。現在、西村あさひ法律事務所の中南米プラクティスチームおよびアフリカプラクティスチームのメンバー。

しみず まこと  
清水 誠西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士  
[m2\\_shimizu@jurists.co.jp](mailto:m2_shimizu@jurists.co.jp)

2004年弁護士登録。2012年～2013年 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton and Garrison 法律事務所(ニューヨーク及び東京)、2013年～2014年 Pinheiro Neto 法律事務所(サンパウロ)出向のほか、中南米諸国における実務経験を有する。現在、ブラジルを中心とした中南米各国における日本企業の事業展開について幅広く助言している。

## IV. コロンビアのフリートレードゾーン(指定保税地域)について

執筆者: 平尾覚、清水誠

### 1. はじめに

コロンビアは、大西洋及び太平洋に面し、通商に有利な場所に位置しており、2000年代からの治安改善や他の南米諸国と異なる堅実な財政運営もあり、近年、南米諸国の中でも最もビジネス環境が整った国の一つとして位置付けられています。また、首都ボゴタが700万人弱の人口を抱えていること、若年層が多い人口構成であり今後さらに労働人口や消費人口が拡大することが予想されていること等から、今後の有望な市場として日本企業からも注目を集めています。さらに、2014年7月には安倍内閣総理大臣が南米諸国歴訪の一環としてコロンビアを訪問し、日本企業の投資を促すために両国間の投資協定の早期発効に努めることを確認しており、今後日本企業による投資活動もさらに拡大することが見込まれています。

コロンビアは、1950年代より輸出拡大、さらには外資呼び込み等を目的としてフリートレードゾーンを積極的に運用しており、現地に進出している日本企業もフリートレードゾーンを積極的に活用しています。今後コロンビアに進出することを検討している日本企業にとっても魅力的な制度であることから、本稿でその概要を紹介したいと思います。

### 2. コロンビアのフリートレードゾーンの概要

コロンビアのフリートレードゾーンは、①常設フリートレードゾーン(*Zona Franca Permanente*)、②特別常設フリートレードゾーン(*Zona Franca Permanente Especial*。その性質から単一法人フリートレードゾーンとも呼ばれることから、以下「単一法人フリートレードゾーン」といいます。)に大別されます<sup>1</sup>。この中でも単一法人フリートレードゾーンは、特定の地域に限定されたフリートレードゾーンではなく、ある企業がフリートレードゾーンの申請を承認されれば、コロンビアのどの地域で会社を設立しても、常設フリートレードゾーンと同様の恩恵を受けられるという特徴を有する制度です。また、既存の企業であっても要件を満たすことで単一法人フリートレードゾーンの承認を受けることが可能となっています。

コロンビアでは、現在98のフリートレードゾーンが承認されているとされています。

<sup>1</sup> このほか、一時的フリートレードゾーンと呼ばれるものもあり、経済・貿易のために重要なフェア、展示会、会合、セミナーなどが開催される場所に適用されますが、適用される場面が限定されることから、本稿では常設フリートレードゾーン及び単一法人フリートレードゾーンについて紹介します。

### 3. フリートレードゾーンのメリット

常設フリートレードゾーン及び単一法人フリートレードゾーンが受ける恩恵の主なものは以下のとおりです。

- ・ 通常 33%(25%+公平税(CREE)8%)の所得税率が 15%(2012 年 12 月以降にフリートレードゾーン認定された企業は CREE 支払義務あり。)とされる。
- ・ フリートレードゾーンに海外から持ち込まれる物品に対しては関税及び付加価値税が免税となる。
- ・ フリートレードゾーンにコロンビア国内から持ち込まれる物品に対しては付加価値税が免税となる。
- ・ フリートレードゾーン内で生産された製品は、関税及び付加価値税を支払って国内製品化することができるが、原材料輸入時に関税を払う方法によっても製品を国内製品化することができる。
- ・ フリートレードゾーン内の製造工場用の建設機械や機械類は免税となる。
- ・ フリートレードゾーンの利用者は海外送金税を免除される。
- ・ フリートレードゾーン外で一部の作業を行うことも可能である。

以上に加えて、フリートレードゾーン内で生産された製品を海外に輸出する際にはコロンビアが締結している自由貿易協定の恩恵を受けることができます。コロンビアは、現在、米国、カナダ、欧州、メキシコ、南米諸国(アンデス共同体。但し、ペルーは除く<sup>2</sup>)、中米 3 か国(エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ)、韓国、イスラエル等と自由貿易協定を締結しています(韓国及びイスラエルについては未批准)。

### 4. フリートレードゾーンの承認要件

フリートレードゾーンを利用するためには、投資額及び雇用創出の要件を満たす必要があります。要件は常設フリートレードゾーンにおいて事業活動を行うのか、単一法人フリートレードゾーンとして承認を受けるのかによっても異なり、また、企業の総資産額やセクターによっても異なります。なお、投資額において考慮されるのは、不動産及び固定資産に対する投資額である点には注意が必要です。

常設フリートレードゾーンにおいて事業活動を行うためには、企業の総資産額に応じて以下の要件を 3 年以内に満たすことが必要とされています<sup>3</sup>。

総資産額 (US\$)	投資額 (Million US\$)	雇用創出
0 - 162,105	0	0
162,105 - 1.6 Million	0	20(直接雇用)
1.6 Million - 9.7 Million	1.6	30(直接雇用)
9.7 Million -	3.7	50(直接雇用)

単一法人フリートレードゾーンは、セクター毎にフリートレードゾーンであることを宣言してから 3 年以内に以下の要件を満たすことが要求されています<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> ペルーはアンデス共同体のメンバーであるが、フリートレードゾーンで生産された製品はコロンビア製品とは認められていません。

<sup>3</sup> 各金額は、法定月額最低賃金(2014 年は 616,000 コロンビアペソ)に基づき決定される。交換レートは 1US\$ = 1900 コロンビアペソを使用。<http://www.investincolombia.com.co/investment-incentives/permanent-free-trade-zone.html>

<sup>4</sup> <http://www.investincolombia.com.co/investment-incentives/single-enterprise-free-trade-zone.html>

セクター	投資額 (Million US\$)	雇用創出
酪農	1.6	50 (直接雇用)(なお最初の 3 年に 20 名、その後 3 年に 20 名、さらにその後の 3 年に 10 名の雇用を創出する必要がある。)
サービス	3.2 - 14.9	500(直接雇用)
	14.9 - 29.8	350(直接雇用)
	29.8 -	150(直接雇用)
港湾	48.6	20(直接雇用) 50(間接雇用)
商品	48.6	150(直接雇用)
農業ビジネス	24.3	500(直接または間接雇用)

※本稿は、Brigard & Urrutia 法律事務所の Juan Camilo Bernate Rozo 弁護士の協力を得て執筆したものです。



ひらお かく  
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

[k\\_hirao@jurists.co.jp](mailto:k_hirao@jurists.co.jp)

1998 年～2011 年まで検事。2011 年弁護士登録。国内当局対応、企業不祥事対応のほか、国際カルテル対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手がける。



しみず まこと  
清水 誠

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士

[m2\\_shimizu@jurists.co.jp](mailto:m2_shimizu@jurists.co.jp)

2004 年弁護士登録。2012 年～2013 年 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton and Garrison 法律事務所(ニューヨーク及び東京)、2013 年～2014 年 Pinheiro Neto 法律事務所(サンパウロ)出向のほか、中南米諸国における実務経験を有する。現在、ブラジルを中心とした中南米各国における日本企業の事業展開について幅広く助言している。

## V. メキシコ連邦労働法におけるアウトソーシング(人材派遣制度)規制 執筆者: 大井悠紀、松平定之、清水誠

### 1. 2012 年メキシコ連邦労働法改正

メキシコの連邦労働法(以下単に「労働法」といいます。)を大幅に改正する改正法が 2012 年 11 月 30 日に公布され、同年 12 月 1 日に施行されました。1970 年に施行された現行労働法を大幅に改正する 2012 年改正の内容は多岐に亘りますが、重要な改正内容の一つとして、アウトソーシング(人材派遣制度)について初めて規定が設けられたことが挙げられます。

### 2. 2012 年改正後の労働法下におけるアウトソーシング規制

2012 年改正後の労働法において、アウトソーシングとは、「請負人である雇用主が、その労働者とともに、当該請負人の業務を設定し、サービスの進捗又は契約上の業務の実行を監督する個人又は法人のために、業務を行い、又はサービスを提供すること」と定義されています。そして、アウトソーシングを適法に行うためには以下の要件を満たさなければなりません。

- (i) 委託元の業務全部又は大半を請け負うものでないこと



- (ii) 委託元の従業員がすでに行っている業務と同一又は類似の業務でないこと
- (iii) 委託される業務の専門性により、委託することが正当化されること

これらの要件がすべて満たされない場合、委託元がアウトソーシングされた業務を行った労働者の雇用者と見做され、当該労働者について社会保障を含むすべての労働債務を負担することになります。

### 3. アウトソーシング規制の実務上の影響

2012 年改正以前は、メキシコにおいては、多くの事業者が、事業会社のほかに当該事業会社の関係会社として派遣会社を設立し、業務に従事する労働者の大半を当該派遣会社に移した上で、事業会社から派遣会社に対し業務をアウトソーシングする(派遣会社が労働者を事業会社に派遣して業務を行わせる)というアレンジメントを行っていました。これは、メキシコでは、企業の課税所得の 10%を労働者に配分することが義務付けられているところ(この制度は Participación de los Trabajadores en las Utilidades=PTU と呼ばれます。)、業務に従事する労働者を別法人(派遣会社)に移すことで、事業会社において PTU の支払義務を回避することを図るものでした。しかしながら、2012 年改正による上記のアウトソーシングの規制の下では、このようなアレンジメントにおける派遣会社に対する業務のアウトソーシングは通常上記の要件を満たさず、事業会社が派遣会社の労働者の雇用者と見做されることになるため、このような派遣会社を用いた PTU 支払回避のアレンジメントは機能しないこととなります。

2012 年改正後、多くの企業がこの問題を認識し、必要な対応を取ってきているものの、改正から 2 年が経過した現在においても、依然として少なくない企業が十分な対応を取るに至っていないといわれています。メキシコにおいて上記のような派遣会社を用いたアレンジメントを行っていたり、そうではなくても何らかの業務をアウトソーシングしている企業は、メキシコの労働当局から労働法違反を指摘されたり、企図していない形での PTU の支払義務が発生したりすることのないよう、メキシコにおけるアウトソーシングのあり方を改めて再確認することが重要です。



おおい ゆうき  
大井 悠紀

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

[y\\_oi@jurists.co.jp](mailto:y_oi@jurists.co.jp)

2002 年弁護士登録。国内外の M&A、組織再編、JV・事業提携等の案件を主として担当。また、その他にも、中南米を含む国際取引、国際カルテル対応等のクロスボーダー案件も広く手がける。



まつだいら さだゆき  
松平 定之

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士

[s\\_matsudaira@jurists.co.jp](mailto:s_matsudaira@jurists.co.jp)

2002 年弁護士登録。

みずほ証券株式会社法務部及びニューヨークの Debevoise & Plimpton 法律事務所出向。日本企業による海外進出案件(M&A 及び関連争訟を含む)、資源エネルギー案件などに取り組む。



しみず まこと  
清水 誠

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士

[m2\\_shimizu@jurists.co.jp](mailto:m2_shimizu@jurists.co.jp)

2004 年弁護士登録。2012 年～2013 年 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton and Garrison 法律事務所(ニューヨーク及び東京)、2013 年～2014 年 Pinheiro Neto 法律事務所(サンパウロ)出向のほか、中南米諸国における実務経験を有する。現在、ブラジルを中心とした中南米各国における日本企業の事業展開について幅広く助言している。

## VI. ペルーへの投資に関する法規制の概要

執筆者: 松平定之

ペルーは、中南米の中でも高い成長率を維持しており、今後更なる成長が期待されること、また、廉価な労働力や鉱物資源の存在により、投資先として魅力のある国の 1 つです。

本稿では、ペルー投資に関する法規制のうち、いくつかのトピックに触れます。

## 1. 外資規制

ペルー政府は外資の導入に積極的であり、諸外国と比較して、外資に対する規制は緩やかであるといえます。電力事業等の一部事業を除き、対内直接投資に対する事前審査等の一般的規制はありません。

但し、外国人による土地の取得については規制があり、国境から 50 キロメートル以内の土地の取得は原則として禁止されています。

## 2. LSA による保護

外国投資家及びその投資先である法人は、ペルー政府と Legal Stability Agreement (LSA) を締結することにより、合意された期間(原則として 10 年間)、投資実行後の所定の政策変更による不利益を受けることを防止することが可能です。

LSA の締結には、次のようなメリットがあります。すなわち、外国投資家にとっては、①配当その他の利益分配について、LSA 締結時点で適用される税率よりも不利な税率が適用されないこと、②海外への配当、ロイヤルティその他の送金の自由の保護、③外貨交換の自由の保証、④内国民との差別の禁止等の効果を得ることができます。また、投資先のペルー法人にとっては、法人税について、その後の制度変更如何にかかわらず、LSA 締結時点で適用される税率その他が維持されること等のメリットがあります。

外国投資家が LSA を締結するためには、2 年以内に、500 万米ドル(鉱業分野その他については 1000 万米ドル)の投資を行うこと等の要件を満たす必要があります。また、その投資先である法人が LSA を締結するためには、新規投資により 50% 以上の新株を発行すること等の要件を充たす必要があります。

## 3. 会社の設立

ペルーの会社の形態としては、株式会社(S.A.)と合同会社(S.R.L.)があり、株式会社には、非公開株式会社(S.A.C.)と公開株式会社(S.A.A.)があります。

非公開株式会社と合同会社については、持分保有者の数は 20 以内に限定されます。合同会社については、株式の概念がなく(participation(持分)という概念)、経営機関を自由に設計することが可能です。

公開株式会社については、株主間契約の方式を除き、株式譲渡制限を付することができないこと、取締役会設置が義務付けられる等柔軟さを欠くため、限定的な数の出資者で合弁会社を設立する際には、非公開株式会社か合同会社のいずれかの方式を選択するのが通常です。

いずれの会社形態についても、設立にあたっては 2 名以上の者が株主(又は持分保有者)となる必要があります。設立に要する日数は必要書類の準備完了から平均して 15 日程度です。

取締役について、国籍や居住地による制限はなく、自由に選定することが可能です。

## 4. 支店の開設

支店を開設するためには、親会社の実在を証する書面、親会社の定款、支店の事業に割り当てられる資産の額、支店が営む事業内容等を定める機関決定を含む書面の公証手続が必要です。

支店開設にあたっては、最低 1 名のペルーにおける代表者を選定する必要があります。支店がペルーで負担する義務は、全て親会社に及びます。

## 5. 外国人雇用の制限

特定の企業が雇用する外国人労働者の数は 20%を超えてはならず、外国人労働者への報酬支払い額の合計が会社全体の

報酬支払い額の 30%を超えてはならないとの規制があります。

また、外国人との労働契約については、期間 3 年を超えてはならず(但し、更新は可能)、書面で締結した上で、労働省の許可を得なければならないとの規制があります。

\* \* \*

以上、ペルーの投資規制の一部をご紹介致しました。同国の規制は諸外国との比較において、相対的に緩やかであると考えられるものの、特有の規制や優遇策があることから、法制度を慎重に分析した上で取り組む必要があるといえます。



まつだいら さだゆき  
松平 定之

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士

[s\\_matsudaira@jurists.co.jp](mailto:s_matsudaira@jurists.co.jp)

2002 年弁護士登録。

みずほ証券株式会社法務部及びニューヨークの Debevoise & Plimpton 法律事務所出向。日本企業による海外進出案件(M&A 及び関連争訟を含む)、資源エネルギー案件などに取り組む。

当事務所では、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスチームのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様に法律サービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

© Nishimura & Asahi 2015